

令和4年度

水力発電の導入加速化補助金

（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）

公 募 要 領

（新規事業分）

令和4年4月

一般財団法人 新エネルギー財団

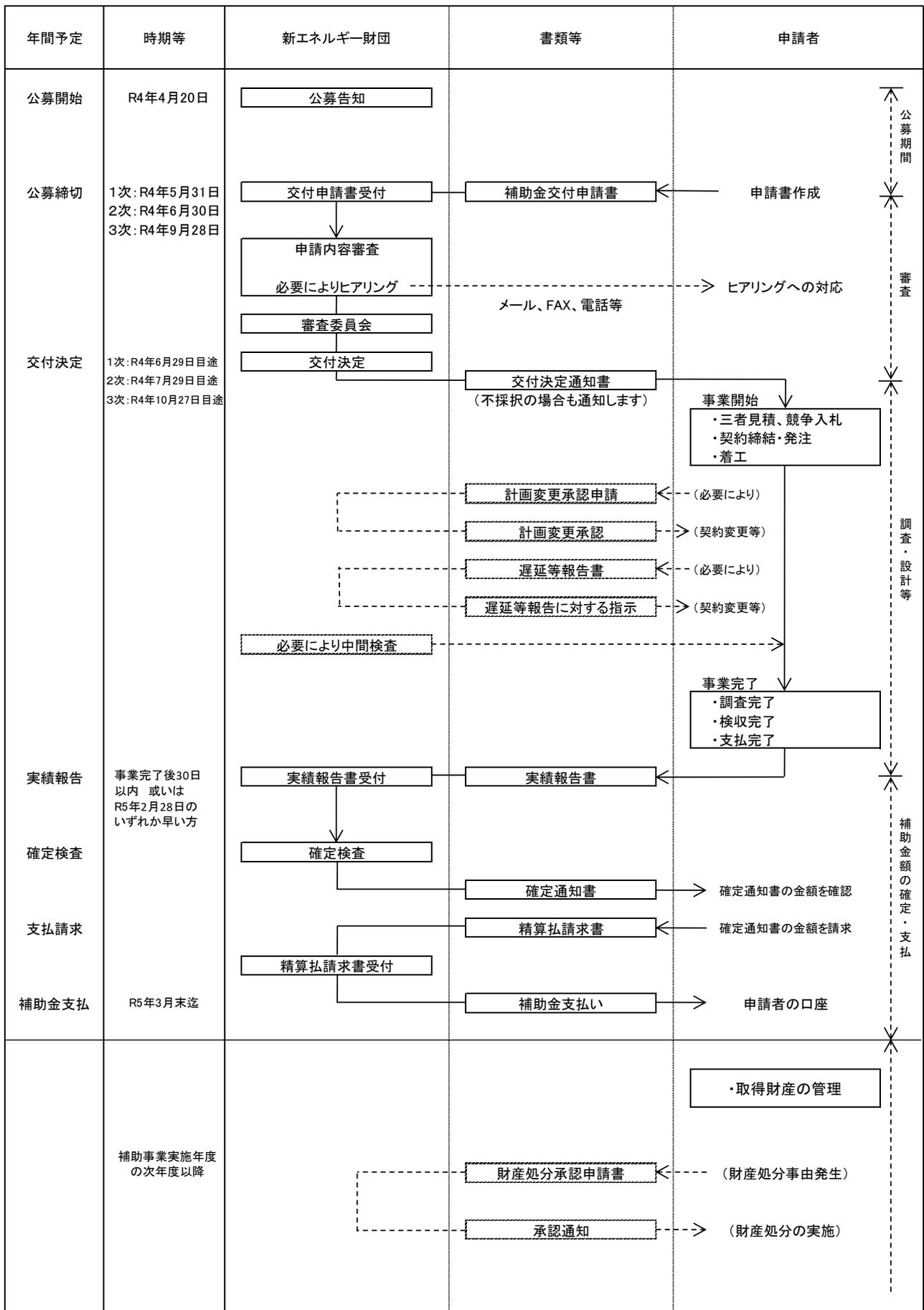
補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 財団から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた調査等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、財団として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



目次

1. 事業概要	1
1-1 事業目的・概要.....	1
1-2 予算額・補助事業の区分、事業スキーム.....	1
1-2-1 ①水力発電事業性評価事業.....	1
1-2-2 ②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業.....	4
1-3 複数年度事業について.....	6
1-4 水力開発相談窓口.....	6
1-5 その他.....	6
2. 実施方法	7
2-1 公募期間について.....	7
2-2 交付の申請について.....	7
2-3 交付決定について.....	7
2-4 採択結果の公表について.....	8
2-5 採択事業者向けの説明会について.....	8
2-6 補助事業の開始について.....	8
2-7 補助事業の計画変更について.....	9
2-8 補助事業の完了について.....	9
2-9 実績報告及び額の確定について.....	10
2-10 実施体制の把握.....	10
2-11 補助金の支払いについて.....	10
2-12 事業性評価について.....	11
2-13 取得財産の管理等について.....	11
2-14 罰則・加算金等について.....	11
2-15 産業財産権の届出について.....	12
2-16 収益納付について.....	12
2-17 暴力団排除について.....	12
2-18 個人情報の取り扱いについて.....	13
3. 審査	14
3-1 審査方法.....	14
3-2 審査項目.....	14
4. お問い合わせ先	15
5. 申請方法	16
5-1 公募期間.....	16
5-2 書類提出先.....	16
5-3 提出方法及び提出期限.....	16
5-4 提出書類の作成方法.....	17
5-5 提出書類.....	18
6. 関連資料	61
交付規程	65

1. 事業概要

1-1 事業目的・概要

自ら事業を行う民間団体等による、水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）に要する経費を補助することにより、水力発電の導入を加速化し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

1-2 予算額・補助事業の区分、事業スキーム

予算額 7.0億円

区分	内容
①水力発電事業性評価事業	自ら事業を行う民間事業者等及び地方公共団体による水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業 (交付規程 第3条第1項第1号の補助事業)
②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業	地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募を行う事業 (交付規程 第3条第1項第2号の補助事業)

1-2-1 ①水力発電事業性評価事業

次の要件を満たす自ら中小水力発電を実施予定の民間事業者等（※1）及び地方公共団体（※2）が対象となります。

- ・計画する事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ・計画する事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

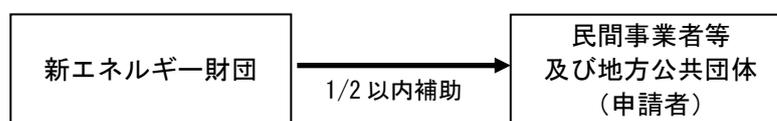
- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと。

※1：民間事業者等は、法人及び青色申告を行っている個人事業者とする。

なお、合同会社、有限責任事業組合（LLP）、特定目的会社（SPC、TMK）その他の特別目的事業体（SPV）が申請する場合は、以下の資料を提出していただきます。

- ・主たる出資者又は出資表明者或いは組合員が約束する、「申請者に責任をもって事業を履行させる」との確約書
- ・主たる出資者又は出資表明者或いは組合員の資料等（構成員名簿、役割分担表など）。
- ・上記の他、別途財団が指定する資料等

※2：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



(1) 要件

- ①事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上30,000kW未満であること。（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
- ⑦関連する補助事業で事業性評価を、原則、実施した地点でないこと（ただし、本補助事業において、同じ事業者が同一地点にて、事業性評価に必要であり、まだ実施していない調査及び設計を行う場合を除く）。
- ⑧補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

(2) 補助対象経費

区分	内 容	備 考
人件費	水力発電事業性評価に必要な調査・設計等を行う職員等の人件費	・事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

			<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間数の把握・算出は原則として補助事業事務処理マニュアル(令和4年2月)に記載の手法1(業務日誌)と手法2(業務従事報告)のいずれかとし、申請時にどちらで適用するかを明確にしたうえで、必要書類(「業務従事報告」適用届出書等)を提出すること。 ・補助事業者が自ら実施する調査及び設計業務等の直接経費のみが補助対象。 ・外注先との打合せや当財団との打ち合わせ等は補助対象外。 ・地方公共団体は対象外。 ・作業道整備費は補助対象外。
事業費	調査費	水力発電事業性評価に必要な調査・設計等のために直接要する経費(原則として、外注費とリース料のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費と作業道整備費は、必ず別契約とすること。 ・振込手数料は補助対象外。 ・地元説明会や発電所建設に関する関係部署との打合せ等は補助対象外。
	作業道整備費	総延長100m以上の調査に必要な作業道整備のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・作業道整備費における土地購入や借地に係る費用は補助対象外。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・補助金に消費税分は含まれません。(民間事業者等及び地方公共団体の性質を問わず消費税は対象外)
- ・自社調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること(【関連資料1】を参照)。

(3) 補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・1発電所当たりの人件費と調査費の合計に対する補助金の上限額は、原則として、基本設計が補助対象に含まれる場合には、<u>2,000万円/年</u>(ただし、同一地点においては1ヵ年のみ)とし、含まれない場合には、<u>1,000万円/年</u>とします。 ・作業道整備費については、人件費と調査費とは別に、補助金の上限額を<u>1,000万円</u>(ただし、<u>15万円/10m</u>(消費税は含まない)に距離(10m未満切 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象期間は原則単年度とします。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、最大2ヵ年までを補助対象期間とします。

	り捨て)と補助率をかけた額を上限)と します。	
--	----------------------------	--

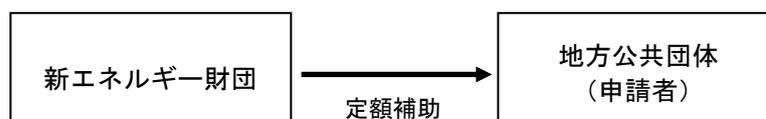
予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-2-2 ②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体（※）が対象となります。

※：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



・経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。

(1) 要件

- ①事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、20kW以上30,000kW未満であること。（なお、リパワリングや取水量増加に係る調査についても対象とする。）
- ②水力発電の方式が揚水発電でないこと。
- ③実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ④実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤調査の内容が、事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること。
- ⑥1申請における水力発電有望地点の調査・設計は、複数地点を実施してもよい。
- ⑦当該補助事業で調査・設計を実施した水力発電の有望地点（事業性がないと判断されたものを除く）について、当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募（採択まで）を必ず実施すること。なお、公募の結果、発電事業者が決定しなかった場合は、次年度以降も申請者の責任で継続的に公募を実施し、事業化に努めること。
- ⑧補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

- ⑨補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

（２）補助対象経費

区分	内 容		備 考
事業費	調査費（公募用資料作成費含む）	地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（原則として、外注費とリース料のみ）及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費と作業道整備費は、必ず別契約とすること。 ・振込手数料は補助対象外。 ・地元説明会や発電所建設に関する関係部署との打合せ等は補助対象外。 ・作業道整備費における土地購入や借地に係る費用は補助対象外。
	作業道整備費	総延長100m以上の調査に必要な作業道整備のための経費	

（３）補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
定額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・ただし、原則として、発電所1地点当たりの調査費（公募用資料作成費含む）に対する補助金の上限額は、<u>2,000万円/年</u>とします。 ・作業道整備費については、調査費とは別に、発電所1地点当たりの補助金の上限額を、<u>2,000万円（ただし、補助対象期間は2カ年のみとし、15万円/10m（消費税は含まない）に距離（10m未満切り捨て）と補助率をかけた額を上限）</u>とします。 	補助対象期間は原則単年度とします。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、最大3カ年までを補助対象期間とします。

予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-3 複数年度事業について

- (1) 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、財団の採択審査を受けることとなります。この場合、次年度以降の補助金申請額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額の上限額とします。補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。なお、予算上やむを得ない場合には2年目以降の交付決定額について減額等を行う場合があることに留意してください。
- (2) 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了してください（原則、補助金額が0円という年度のある申請は認められません）。
- (3) 各年度の補助対象経費について、契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各区分の金額に応じた設計図書、調査報告書等の出来高があるようにしてください。
- (4) 複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となります。
- (5) 複数年度事業についても、原則として2年目以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始してください。各年度の事業完了日の翌日から次年度の交付決定日の前日までは、補助対象外となることに留意してください。
- (6) 複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、すみやかに財団に報告し、財団の指示に従ってください。

1-4 水力開発相談窓口

水力発電の開発にあたってご不明な点等ございましたら、水力発電の開発に関する相談窓口を開設する予定ですのでご活用ください（開設後、財団のホームページに掲載します）。

1-5 その他

第三者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求め、かつ、財団又は経済産業省がその旨を認定する場合は、事業性評価の内容を開示すること。

2. 実施方法

事業の実施については、「水力発電の導入加速化補助金（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）による他、この要領および経済産業省の補助事業事務処理マニュアルによることとします。

本事業の申請にあたっては、申請者自ら事業実施場所を現地確認の上、上記交付規程及び以下を熟読し、申請してください。

交付申請に必要な事項（様式等）については、財団のホームページ (<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>) からダウンロードして下さい。

2-1 公募期間について

公募期間は、令和4年4月20日（水）～令和4年9月28日（水）17：00です。

- ・ 1次締切 令和4年5月31日（火） 17：00
- ・ 2次締切 令和4年6月30日（木） 17：00
- ・ 3次締切 令和4年9月28日（水） 17：00

2-2 交付の申請について

申請者は、所定の様式（財団のホームページに掲載）を用いて申請書類一式を作成し、原則、電子申請（J Grants）（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものという。）により行ってください。なお、やむを得ない事情がある場合、電子メールでの申請を受け付けます。

審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。

申請方法は、「5. 申請方法」を参照してください。

なお、採択決定後の事業中止はご遠慮願います。事業の内容をよく理解し、無理のないスケジュールで申請下さい。事業中止した場合、次回申請頂いた際の採択決定の優先順位を低くすることがあります。

2-3 交付決定について

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知します。（財団からの連絡は、全て実施計画書「担当者1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行います。）

なお、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、締切日より30日とします。

注1：補助事業の採否の決定にあたっては、「3. 審査」に基づき審査を行います。

注2：交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に財団が実施する「確定検査」において補助金額を確定いたします。（詳細は、「2-9 実績報告及び額の確定について」を参照。）

注3：不採択となった事業については、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

2-4 採択結果の公表について

財団は、補助金の交付決定後に、申請件数、採択件数及び採択された事業に関する情報（補助事業者名、事業名、実施場所（都道府県）、事業期間、事業概要）を財団ホームページで公表します。

2-5 採択事業者向けの説明会について

補助事業者への事務取扱に関する説明会（交付決定日以降の事業実施方法に関する説明会）の開催等については、交付決定後、補助事業者に別途ご連絡します。

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、財団から交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行ってください。なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定してください。三者見積・競争入札の手続は、交付申請から交付決定前の実施も可とします。ただし、見積依頼先および競争入札先は、発注する業務の実績がある事業者に対して行って下さい。

なお、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはなりません。なお、財団は、補助事業者が上記に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手

方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は財団から求めがあった場合はその求めに応じなければなりません。補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制については何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとし、

補助対象外の調査等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。(補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。)

また、複数年度事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び支払金額等が確認できるようにしてください。ただし、当該年度の事業の完了日から翌年度の事業の交付決定日までの期間は補助対象外となりますので、複数年度契約で行う場合、補助対象期間と補助対象外期間は別契約としてください。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助対象経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります(財団の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります。)

補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、財団の承認を受ける必要はありません。また、入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はありません。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められません。

2-8 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額(補助対象経費全額)の支出完了(精算を含む。)をもって事業の完了とします。ただし、地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業については、発電事業者の公募(公募結果の決定まで)をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関での振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外となります。

なお、事業完了の遅延が見込まれる事態が発生した場合は、すみやかに財団に連絡してください。

2-9 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内あるいは令和5年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うに当たって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除していただきます（【関連資料1】を参照のこと）。

2-10 実施体制の把握について

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

実施体制は原則、実施体制資料（関連資料3）にて契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる実施体制表で提示していただくとともに実施体制図も合わせて記載してください。

2-11 補助金の支払いについて

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

2-12 事業性評価について

当該年度の事業性評価の結果を事業性評価報告書として提出して頂きます。

注1：事業性評価報告書の結論には、当該地点の水力発電の事業性の有無を記載すること。

また、事業性が無い場合には、その理由を具体的に記載すること。

注2：原則として、事業性評価報告書は、求めに応じて閲覧可能（事業性評価報告書の要約版については財団のホームページで公表）とします。したがって、調査地点の情報等は、広く一般に知りえる情報となることをご理解ください。

2-13 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

2-14 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消及び補助金の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第33条までの規定による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

2-15 産業財産権の届出について

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、あらかじめ財団に届出していただく必要があります。

2-16 収益納付について

補助事業終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡またはそれらの実施権の設定により収益があったときは、あらかじめ財団に報告してもらう必要があります。

また、財団が報告書の提出に基づき、相当の収益を生じたと認定したときは、交付された補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

2-17 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- (4) 申請者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

2-18 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、財団が開催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

3. 審査

3-1 審査方法

財団は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査（申請者に対しヒアリング・プレゼンの実施を依頼することがあります。）を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い採択案件を選定します。

3-2 審査項目

「要件審査」及び「採択審査」を実施します。

- (1) 「要件審査」において以下の項目を確認し、1つでも要件を満たさない場合は不採択となります。
- ・ 補助事業の内容が交付規程、公募要領の要件を満たしていること。
 - ・ 補助事業の全体計画（資金調達計画、調査計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われるものとなっていること。
 - ・ 申請者が事業を行うための事業基盤（直近2カ年の財務状況を勘案）を有していること。
 - ・ 申請者が事業を運営・管理できる実施体制及び管理体制を整備していること。
- (2) 「採択審査」は、要件審査の全ての項目を満たした事業に対して、実施計画書の記載内容について、採点による審査を行います。採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項等は以下のとおりです。
- ・ 調査の内容について、調査対象及び調査方法等が具体的に記載されているか。
 - ・ 調査の必要性及び効果が明確になっているか。
 - ・ 当水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業において、事業中止を実施したことがないか（やむを得ない事情を除く）。
 - ・ 福島県内の15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）自らが実施、または、当地域に会社本社の登記を行っているものが実施、或いは、当地域にて本申請に係る調査を実施する計画になっているか。
 - ・ 「給与等受給者一人あたりの平均受給額」を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上としているか
- なお、「②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業」の場合は、発電事業者の公募方法等についても、具体的に記載されているか。

※採択しない事例

- ・事業を実施する事業者となる企業等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠会社、直近2期連続で債務超過となっている企業等を含む）
- ・事業性評価調査のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・調査の必要性が認められない場合
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素がある場合（調査許可等の見通しがついていない場合、水利権、所有者、漁協、地域住民等の許可・承認の見通しがついていない場合を含む）

4. お問い合わせ先

本公募の内容等に関する質問については、下記の電子メールアドレスにお願いいたします（日本語のみ）。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般財団法人新エネルギー財団水力地熱本部 水力普及促進部

電子メールアドレス : phpd1@nef.or.jp

電話番号 : 03-6810-0371

5. 申請方法

5-1 公募期間

令和4年4月20日（水）～令和4年9月28日（水） [17時必着]

5-2 書類提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムーブル・コジマ2F

一般財団法人新エネルギー財団

水力地熱本部 水力普及促進部 宛

5-3 提出方法及び提出期限

原則、電子申請（Jグランツ）により応募を受け付けます。やむを得ない事情がある場合、電子メールによる申請を受け付けます。

交付申請書は、交付申請書の電子申請時期または電子メールの財団への到着時期により、次の区切りで審査及び交付決定を行う予定です。

- 1次締切：交付申請書が令和4年5月31日（火）17時までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて審査を行い、6月29日を目途に交付決定を行う予定。
- 2次締切：交付申請書が令和4年6月30日（木）17時までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて審査を行い、7月29日を目途に交付決定を行う予定。
- 3次締切：交付申請書が令和4年9月28日（水）17時までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて審査を行い、10月27日を目途に交付決定を行う予定。

注：1次締切時点あるいは2次締切時点で、予算額以上の申請があった場合は、公募期間中でもあっても公募を中止することがありますのでご注意ください。

電子申請（Jグランツ）を使用して交付申請をする場合には、下記 URL にアクセスしてください

Jグランツの URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※電子申請をされる場合は、GビスIDプライムアカウントの作成が必要です。

アカウントの取得には2週間程度が必要となるため、公募締切に間に合うように余裕をもって手続きを実施してください。

GビスIDプライムアカウント：<https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

5-4 提出書類の作成方法

電子申請（補助金システムJ Grants）を利用する。

なお、電子メールによる申請の場合には、提出書類は財団のホームページからダウンロードして作成し、下記、電子メールアドレスに対して、メール添付にて申請して下さい。

（財団のホームページ URL : <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>）

（電子メールアドレス : phpd1@nef.or.jp）：一般財団法人新エネルギー財団
水力地熱本部 水力普及促進部

※電子メール申請時のメールの件名は、「【交付申請（事業性評価事業）】〇〇水力発電所事業性評価調査事業（補助事業の名称を記載）」としてください。

5-5 提出書類

下表の「提出書類一覧」をご参照ください。

提出書類一覧

No.	提出書類名	補助事業の区分		様式有無	備考
		①	②		
1	チェックリスト			○	
2	申請概要表			○	
3	補助金交付申請書	様式第1	様式第1	○	
4	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	別紙1	別紙1	○	
5	実施計画書	別紙2	別紙2	○	
6	事業実施予定スケジュール	別紙3	別紙3	○	
7	事業経費の配分	別紙4	別紙4	○	年度別、および事業全体
8	資金の調達予定	別紙5	別紙5	○	地方公共団体のみ (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料も添付して下さい。)
9	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙5-1	—	○	地方公共団体は提出不要
10	事業実施体制	別紙6	別紙6	○	
11	申請者の定款	添付資料1	—		地方公共団体は提出不要
12	登記簿(履歴事項全部証明書の原本)	添付資料2	—		地方公共団体は提出不要
13	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近2カ年分	添付資料3	添付資料1		
14	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料4	添付資料2		
15	役員名簿	添付資料5	—	○	地方公共団体は提出不要
16	地形図	添付資料6	添付資料3		<ul style="list-style-type: none"> ・1/25000の等高線入りの地図で作成すること ・取水位、放水位の標高が判るようにすること ・発電所、取水地点及び放水地点の予定場所を記載するとともに導水路や水圧鉄管の予定ルート・長さが判るようにすること。 ・流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所等が判るようにすること ・1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出のこと
17	現地写真	添付資料7	添付資料4		調査予定場所の写真及び周辺写真 <ul style="list-style-type: none"> ・写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。ただし、撮影者は申請者の所属であること。 ・各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること ・各写真のキャプション(説明文)も記載すること
18	流況、使用水量、有効落差、総合効率、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料8	添付資料5		農業用水から取水予定の場合は、許可水量も記載すること。
19	・参考見積書(調査費等の算定の根拠) ・人件費算出根拠資料(単価、作業予定時間等)	添付資料9	添付資料6		
20	上記No.19の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料10	添付資料7		
21	その他(次ページを参照ください)	添付資料11	添付資料8		必要に応じて作成のこと 添付資料に枝番を付して紐づけができるようにすること。
22	賃金引上げ計画を表明する場合の書類	添付資料12	—	○	従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出 (*)ただし、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等の確認のため必要な書類を速やかに提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、以後、交付申請における採点審査において減点するものとする。

提出書類（その他）

提出書類	書類内容（事例）
河川法関連の同意資料	<p>(1) 河川区域内での調査の実施に伴い、調査実施の許可を得ているか、河川法の許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していること。 ・河川敷等一時使用届や河川区域内土地使用許可等の河川法関連の届出書等 ・調査に対する河川法の許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していることがわかる協議簿や議事録等</p> <p>(2) 水利権の許可申請について、調査に直接関係しない、あるいは調査に対する河川法の届出が不要である等により、調査同意を得ていない場合には、建設時において、河川法に対する申請が不許可とならないことを確認していること。 ・河川法に対する申請が不許可とならないことを確認した協議簿、議事録等</p>
漁業協同組合の同意資料	<p>(1) 調査河川区域内に漁業協同組合等がある場合は、調査を実施することに対して了解を得ていること。 ・了解を得ていることを示す協議簿、議事録等（なお、河川区域内に漁業協同組合がない場合には、ないことを確認した資料を提出すること。）</p> <p>(2) 水力発電所建設予定地に漁業協同組合等がある場合において、調査に直接関係しない等により、調査同意を得ていない場合には、調査を実施することを説明した協議が必要。 ・調査を実施することを説明した協議状況を具体的に記載した協議簿、議事録等（なお、河川区域内に漁業協同組合がない場合には、ないことを確認した資料を提出すること。）</p>
地権者の同意資料	<p>(1) 地権者の所有地内での調査の実施に伴い、調査を実施することに対して了解を得ていること。 ・了解を得ていることを示す協議簿、議事録等。</p> <p>(2) 水力発電所建設予定地の土地所有者（管理者含む）に対して、調査に直接関係しない等により、調査同意を得ていない場合には、所有者毎に調査を実施することを説明した協議が必要。 ・所有者毎に調査を実施することを説明した協議状況を具体的に記載した協議簿、議事録等</p>
既設設備内の調査許可 既設設備・既得水利の利用許可	<p>(1) 農業用水路等既設設備内で調査を実施する場合には、調査を実施することに対して許可を得ていること ・了解を得ていることを示す協議簿、議事録等</p> <p>(2) 既設設備や既得水利の使用については、管理者に対して了解を得ていることが必要。 ・了解を得ていることを示す協議簿、議事録等</p>
調査のために必要な許可書類	<p>調査のために、道路使用の許可や森林法関連の申請等が必要な場合には、許可を得ていること。または、調査に対する許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していること。 ・道路占有許可、道路上作業届出書、伐採および伐採後の造林届出等の許可申請書類や届出書 ・調査に対する許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していることがわかる協議簿・議事録等</p>
地域住民に対する説明資料	<p>水力発電所建設予定地の周辺地域住民に対しては、調査を実施することを説明していることが必要。 ・調査を実施することを説明した具体的な協議状況がわかる協議簿・議事録等 ・調査を実施することおよびいづれ詳しい説明を行うことを記載した配布チラシ</p>
系統連系に関する資料	<p>系統連系については、連系先の系統の容量に空きがあることの確認が必要。 ・容量に空きがあることを確認した協議簿・議事録 ・空き容量を確認した資料 ・事前相談申込書・事前相談に対する回答書</p>
水力発電所建設時に問題となる事項	<p>その他（農地転用、保安林解除、自然公園法、森林法、道路使用等）、水力発電所建設の際に、問題となる事項においては、関係部署との協議が必要。 ・関連部署との協議状況等を具体的に記載した協議簿・議事録等</p>
融資確約書	<p>銀行からの借入を予定している場合や他社（親会社）からの融資を予定している場合には融資確約書の提出が必要【金融機関と融資について協議された際の議事録の写し、資金融資に関する金融機関との協議の際に、金融機関に提出された書類（申請者の事業計画書、申請者の今後20年間位のキャッシュフロー等）含む】。</p>
流量調査を年間を通して実施しない理由	<p>年間を通して流量調査を実施しない場合には、下記内容を記載した書類の提出 ・年間を通して計測する必要がない理由 ・流量データの算出計画（方法・スケジュール） ・水利権の申請において、年間を通しての流量データが必要でないことを確認した内容</p>
合同会社、有限責任事業組合（LLP）、特定目的会社（SPC、TMK）その他の特別目的事業体（SPV）が申請する場合は、以下の資料を提出（発電所運営時にSPC等の別の団体を設立する具体的な計画がある場合を含む）	<p>・主たる出資者又は出資表明者或いは組合員が約束する、「申請者に責任をもって事業を履行させる」との確約書 ・主たる出資者又は出資表明者或いは組合員の資料等（構成員名簿、役割分担表など） ・上記の他、別途財団が指定する資料等</p>
その他申請内容に対する説明資料	<p>・地域活性化の計画や地域振興に寄与する説明書類 ・新技術、コストダウン策等の特筆すべき事項の説明書類 ・事業計画及び事業を行うための事業基盤を有していると判断できる資料 ・聞き取り確認等を実施した資料 ・申請内容に対する補足説明資料や裏付け資料 等</p>

補助金交付申請書類作成時の注意事項

①水力発電事業性評価事業用 提出様式	21
チェックリスト	22
申請概要表	23
【様式第1】 補助金交付申請書	24
(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	26
(別紙2) 実施計画書	27
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	34
(別紙4) 事業経費の配分	35
(別紙5) 資金の調達予定	36
(別紙5-1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	37
(別紙6) 事業実施体制	38
【添付資料5】 役員名簿	40
【添付資料12】 従業員への賃金引上げ計画の表明書	41
②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業用 提出様式	43
チェックリスト	44
申請概要表	45
【様式第1】 補助金交付申請書	46
(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	48
(別紙2) 実施計画書	49
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	56
(別紙4) 事業経費の配分	57
(別紙5) 資金の調達予定	58
(別紙6) 事業実施体制	59

注1：赤字は凡例及び書類作成時の注意事項を記載しております。

注2：本補助金公募のホームページおよびJグラントに掲載した「ダウンロード一覧」からダウンロードした様式等を使用して下さい。

① 水力発電事業性評価事業用 提出様式

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

NO.	提出書類名 (水力発電事業性評価事業)	チ ェ ッ ク
1	チェックリスト	
2	申請概要表	
3	補助金交付申請書	様式第 1
4	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	別紙 1
5	実施計画書	別紙 2
6	事業実施予定スケジュール	別紙 3
7	事業経費の配分	別紙 4
8	資金の調達予定 (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料)	別紙 5
9	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙 5 - 1
10	事業実施体制	別紙 6
11	申請者の定款	添付資料 1
12	登記簿(履歴事項全部証明書の原本)	添付資料 2
13	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 3
14	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料 4
15	役員名簿	添付資料 5
16	地形図	添付資料 6
17	現地写真	添付資料 7
18	流況、使用水量、有効落差、総合効率、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 8
19	参考見積書(調査費等の算定の根拠)、人件費算出根拠資料(単価、作業予定時間等)	添付資料 9
20	上記No. 19の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 1 0
21	その他	添付資料 1 1
22	賃金引上げ計画を表明する場合の書類	添付資料 1 2

令和4年度初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業

申請概要表

(水力発電事業性評価事業)

新規・継続の別	新規		継続の場合は前年度の 交付決定番号		
フリガナ	フリガナ				
申請者名	(登記簿名を記載) ※代表者名等ではありません				
申請者情報	日本標準産業分類 中分類 (01~99)	業種	資本金(円)	従業員数(人)	
		電気業(33)	30,000,000	200	
事業性評価調査内容	事業名 (補助事業の名称)	(申請者が計画する事業名を記載 例) ○○○発電所事業性評価調査 等)			
	発電計画の規模等	(事業性評価を行う発電計画の出力規模等について記載)			
	事業実施場所	(調査地点の場所を記載)			
	目的・調査内容	(事業性評価で実施する業務の目的及び調査内容について記載)			
当年度実施期間	交付決定日	~	令和5年2月28日		
全体の事業期間	交付決定日	~	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
事業計画(実績)	事業性評価 (単位:円)				
		補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費の額	補助金の交付申請額	実施内容
	令和4年度	11,000,000	10,000,000	5,000,000	地形測量、流量調査
	令和5年度	22,000,000	20,000,000	10,000,000	地質調査、基本設計、事業性評価
	合計	33,000,000	30,000,000	15,000,000	
項目	※以下の項目については、実施計画書の内容を簡潔に記載して下さい。				
①事業性評価調査の必要性和効果	(事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。)				
②事業性評価調査の内容	(事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。)				

部分に記載をお願いいたします。

単年度事業の場合、全体の事業期間欄は「-」~「-」と記載してください(行を削除しない)。

単年度事業の場合、事業計画(実績)の次年度の欄は年度欄を含め全て「-」と記載してください(行を削除しない)。

様式第1

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

申請者の住所は登記簿に登録されているとおりに記載して下さい。(郵便番号の記載は不要です)

記載のフォーマットは削除しないでください。

申請者
住 所
名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付申請書

水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
○○○発電所事業性評価調査事業
 2. 補助事業の目的及び内容 (注) 簡潔に記載すること。
 - (1) 事業目的
 - (2) 事業内容
 3. 補助事業の実施計画
実施計画書のとおり。
 4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 ○○,○○○,○○○円
 - (2) 補助対象経費 ○○,○○○,○○○円
 - (3) 補助金交付申請額 ○○,○○○,○○○円(注) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。
 5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙1)
 6. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日 交 付 決 定 日
 - (2) 完了予定年月日 令和○○年○○月○○日(注1) 事業開始日は、交付決定日とすること。
(注2) 事業完了日は、令和5年2月28日までとすること。
- (注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。
 - (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
 - (2) 実施計画書その他財団が要求する書面
2. 補助金に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額
 3. 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金(初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費の額	補助率	補助金の 交付申請額
人 件 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	1/2 以内	〇,〇〇〇,〇〇〇
事 業 費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消 費 税	〇,〇〇〇,〇〇〇			
合 計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5或いは別紙5-1と同一であること。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 金額が発生しない項目については、空白ではなく「0」を記載すること。

各項目に記載している注記や記載例については削除してください。

別紙2（水力発電事業性評価事業）

実施計画書

1. 補助事業の名称 : ○○○○○発電所事業性評価調査
(注) 申請概要表、様式第1、別紙6の補助事業の名称と同一表記としてください。

2. 事業実施者
申請者名称（フリガナ） : (注) 様式第1の申請者名称と同一表記としてください。
代表者の氏名（フリガナ） : (注) 役職名も記載してください。
住 所 : (注) 都道府県名から記載してください。

担当者1 (注) 財団からの通知等は「担当者1」宛に送付します。
連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 : ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
氏 名(フリガナ) : ○○ ○○ (○○○○ ○○○)
所属部署名 : ○○部○○課
電子メールアドレス : ○○○○@○○.○○.○○
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
ファックス番号 : ○○-○○○○-○○○○

担当者2
郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 : ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
氏 名(フリガナ) : ○○ ○○ (○○○○ ○○○)
所属部署名 : ○○部○○課
電子メールアドレス : ○○○○@○○.○○.○○
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
ファックス番号 : ○○-○○○○-○○○○

- (注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの連絡は「担当者1」に記載された連絡先に行います。
- (注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。
- (注3) 財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (注4) 担当者の住所は送付される書類が、お手元に届く記載としてください。
- (注5) 電話番号、ファックス番号は半角数字にて記載して下さい。

3. 水力発電事業性評価事業

(1) 補助事業の内容

a. 事業性評価調査の必要性と効果

調査項目	実施の有無	補助対象 ・ 補助対象外	外注 ・ 自社	必要性と効果 (調査を実施する場合：必要性、効果) (調査を実施しない場合：不必要な理由)
地質調査				
地形測量				
流量調査				
基本設計				
その他調査				
事業性評価				
作業道整備				

(注1) 事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。

(注2) 事業性評価調査で調査を実施しない場合には、事業性評価を判断するにあたり、不必要である理由を記載すること。

(注3) 流量調査において、年間を通して実施されない場合には、年間を通して計測する必要がない理由と、どのようにして流量データを算出する計画なのかを記載してください。また、水利権の申請においては、年間を通しての流量データが必要でないことを確認していることがわかる書類を添付してください。【添付資料 11-参照】

b. 事業性評価調査の内容

調査項目	調査の内容	
地質調査	地点	どのような設備の計画地点か記載すること。
	調査項目	地点ごとに調査項目が違う場合は地点ごとに記載すること。
	調査方法	
	調査期間	
	本数	地点ごとに記載すること。
	穴径	地点ごとに記載すること。
	掘削深度	地点ごとに記載すること。
	その他	
地形測量	地点	どのような設備の計画地点か記載すること。
	調査項目	地点ごとに調査項目が違う場合は地点ごとに記載すること。
	調査方法	
	調査期間	
	測量面積	地点ごとに記載すること。
	測量長	地点ごとに記載すること。
	測量数	地点ごとに記載すること。
	その他	
流量調査	調査項目	
	調査方法	
	地点	どのような設備からどのくらいの距離の地点か記載すること。
	調査期間	
	調査頻度	
	その他	
基本設計	実施項目	
	実施内容	各実施項目における具体的な実施内容を記載すること。
	実施期間	
	その他	
その他調査	調査項目	
	調査内容	各調査項目における具体的な調査内容を記載すること。
	調査時期	
	その他	
事業性評価	実施項目	
	実施内容	各実施項目における具体的な調査内容を記載すること。
	手法	
	その他	
作業道整備	実施場所	どの調査項目に対してどのような設備からどこまでの道路整備を実施するかを記載すること。
	実施項目	各実施項目ごとに数量も記載すること。
	実施内容	各実施項目における具体的な実施内容を記載すること。
	実施期間	
	その他	

(注1) 事業性評価調査の内容を、記載項目全てに対して具体的に記載すること。

(注2) 補助対象外で調査する(した)場合には、その期間についても記載すること。(補助対象外期間含む)

(注3) 上記 a. 項における「実施の有無」にて、「無」の場合には、項目欄自体を削除したり、空白欄のままにするのではなく、斜線または「-」を記載してください。

(注4) 各調査項目や調査内容については、添付資料9の参考見積書、添付資料10の見積仕様書と整合がとれるようにしてください。

(注5) 複数年度事業の場合には、各年度ごとに記載して下さい。

(2) 事業の実施場所

a. 事業性評価地点

- ・住所 (注1) 対象となる調査場所については全て記載すること。
(注2) 調査項目がない場合にも、行を削除せずに「-」を記載すること。
- 流量調査 : ○○市○○町○○番地 (流量調査場所の住所を全て記載すること)
- 地質調査 : ○○市○○町△△番地 (地質調査場所の住所を全て記載すること)
- 地形測量 : ○○市○○町□□番地
○○市●●町▼▼番地 (地形測量場所の住所を全て記載すること)
- その他調査 : ○○市○○町○○番地 (その他調査場所の住所を全て記載すること)
- 作業道整備 : ○○市○○町××番地～○○番地
○○市○○町▲▲番地 (作業道整備場所の住所を全て記載すること)
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと。)
- ・地形図 : 添付資料6のとおり。(注1) 1/25000の等高線入り地図で作成すること。
(注2) 取水位、放水位の標高が判るようにすること。
(注3) 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所を記載するとともに導水路や水圧鉄管の予定ルート・長さが判るようにすること。
(注4) 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所、作業道整備場所が判るようにするとともに、各場所ごとに実施項目および実施内容を記載すること(なお、複数年度にわたる場合には年度毎に記載すること)。
(注5) 1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。特に作業道整備においては、距離等がわかるように配慮すること。
- ・調査場所の所有者 (注) 所有者(管理者含む)の名称と所有者毎に調査許可の取得状況を記載するとともに、その協議状況がわかる書類を添付すること。

調査項目	所有者	調査許可の取得状況	協議資料
地形測量	個人A ○○市	許可取得済 許可取得済	添付資料 11- 添付資料 11-*
地質調査	○○市	申請中 (*月頃承認予定)	添付資料 11-*
流量調査	□□県	相談済 (申請すれば2週間ほどで承認可能)	添付資料 11-*
その他調査	▼▼町	許可取得済	添付資料 11-*
作業道整備	個人B ▲▲町	許可所得済 許可所得済	添付資料 11- 添付資料 11-*

(注1) 調査項目がない場合には、表自体を削除したり、空白欄のままにするのではなく、斜線または「-」を記載してください。

(注2) 河川区域内での調査の実施に伴い、調査を実施することに対して許可を得ていること。または、調査に対する河川法の許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していること【河川敷等一時使用届・河川区域内土地使用許可等の河川法関連の届出書、協議簿や議事録等の提出】。

(注3) 調査河川区域内に漁業協同組合等がある場合は、調査を実施することに対して了解を得ていること【協議簿、議事録等の提出】。

(注4) 地権者の所有地内での調査の実施に伴い、調査を実施することに対して了解を得ていること【協議簿、議事録等の提出】。

(注5) 農業用水路等既設設備内で調査を実施する場合には、調査を実施することに対して許可を得ていること【許可書、協議簿・議事録等の提出】。

(注6) 調査のために、道路使用の許可が必要な場合には、許可を得ていること。または、

調査に対する道路使用の許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していること【道路占有許可、道路上作業届出書等の許可書・届出書、協議簿・議事録等の提出】。

(注7) 調査のために、森林法関連の申請が必要な場合には、その許可を得ていること。または、申請すれば許可を得ることができることを確認していること【伐採および伐採後の造林届出等の許可申請書類、協議簿・議事録等の提出】。

(注8) P18, P19 の提出図書一覧をご確認ください。

- ・地目と区画指定状況 (注) 地目は各調査場所ごとに、不動産登記規則の第九十九条で規定している区分を記載すること。

地形測量 : 田
地質調査 : 山林
流量調査 : 河川
その他調査 : 雑種地
作業道整備 : 山林

(注) なお、「田」「畑」「牧場」が含まれる場合には、3.(7)②実施上問題となる事項のその他の項目にて、水力発電所建設の際に、農地転用等で問題のないことを確認できる書類を添付すること【添付資料 11-*参照】

- ・現地写真 : 添付資料7のとおり。

(注1) 写真の撮影者(所属・氏名)と撮影日が判るようにすること。

ただし、撮影者は申請者の所属であること。

(注2) 調査場所及びその周辺写真を添付すること。

(各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)

(注3) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。

(注4) 既設設備を使用、流用する場合には、その既設設備の写真を添付すること。

b. 流況

- ・取水河川名等 : ○級河川 ○○水系 △△川(普通河川)
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。
(管理者 : □□市長)

- ・放水河川名等 : ○級河川 ○○水系 □□川(●級河川)
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。
(管理者 : △△県知事)

- ・豊水量 : ○.○○m³/s
- ・平水量 : ○.○○m³/s
- ・低水量 : ○.○○m³/s
- ・濁水量 : ○.○○m³/s
- ・最小水量 : ○.○○m³/s
- ・その他 : ○○○○○○○○

- ・上記流況に記載の値の根拠は、添付資料8のとおり。

(注) 添付資料8の根拠データを示す計測地点と水力発電所設置予定場所の関係を明確にすること(地図で位置関係と距離を示すこと)。

(3) 発電計画の概要

- ・発電形式 : 水路式 or ダム式 or ダム水路式 (注) 揚水発電は補助対象外
- ・使用水量 : ○.○○m³/s
- ・有効落差 : ○○.○○m
- ・総合効率 : ○○.○%
- ・発電出力 : ○○○kW
- ・導水路長 : ○○○m
- ・水圧鉄管長 : ○○m

- ・既設設備や既得水利の使用、又は流用の有無：有
 (有の場合、下欄に流用設備や既得水利の概要、流用する設備の範囲、利用する水量、既設設備や既得水利の現在の状況(稼働中、廃止時期、使用水利の水量と期限等)をご記載下さい。
 また、既設設備の所有者(或いは管理者)から、該当する既設設備の使用や流用することについて、了承されている、或いは、了承される見込みであることを記載いただき、その内容を示す書面をご提出ください。)

(例)

- ・流用設備の概要：既設の農業用水取水口、沈砂池、農業用水路の一部
- ・流用する設備の範囲：農業用水取水口を取水口、沈砂池をヘッドタンク、取水口～沈砂池間の農業用水路を導水路へそれぞれ流用する。
- ・設備の現在の状況：取水口、沈砂池、農業用水路はそれぞれ稼働中。
- ・既設設備や既得水利の使用については、管理者である***に了解済み【添付資料11-*参照(許可書、協議簿・議事録等の提出)】

- ・予定している水力発電所について

着工時期：令和4年7月頃

運開時期：令和5年4月頃

- ・発電事業者：当社(株〇〇)

(注)原則、補助事業で計画している地点において、申請者自ら水力発電所を設置し、発電事業を実施して頂く必要があります。

但し、発電所運営時にSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者がその主たる構成メンバーであること。その場合、申請時にその旨を確約する書面をご提出下さい。

(4) 実施計画

①事業実施内容

(注) 調査項目ごとに事業期間、実施内容を記載すること。

②事業実施予定スケジュール：別紙3のとおり。

(5) 事業費

①事業経費の配分：別紙4のとおり。

②資金調達の予定：別紙5、別紙5-1のとおり。

(注1) 地方公共団体は別紙5、それ以外は別紙5-1を提出すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(注3) 事業経費の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料9)

(注4) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料10)

(6) 事業の実施体制：別紙6のとおり。

(7) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該補助事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②実施上問題となる事項

項目	許可取得先	協議状況	協議日時	許可取得時期	添付書類
水利権					
漁協					
所有者					
地域住民					
系統連系					
その他					

- (注1) 水力発電所の建設に対する水利権の許可申請については、調査に直接関係しない、あるいは調査に対する河川法の届出が不必要である等により、調査同意を得ていない場合（調査同意を得ている場合は3.（2）の調査場所の所有者にて記載）には、建設時において、河川法に対する申請が不許可とならないことの事前確認が必要【協議簿、議事録等の提出】。
- (注2) 水力発電所建設予定地に該当する漁業協同組合等がある場合は、調査に直接関係しない等により、調査同意を得ていない場合（調査同意を得ている場合は3.（2）の調査場所の所有者にて記載）には、調査を実施することを説明した協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること【協議簿、議事録等の提出】。
- (注3) 水力発電所建設予定地の土地所有者（管理者含む）に対しては、調査に直接関係しない等により、調査同意を得ていない場合（調査同意を得ている場合は3.（2）の調査場所の所有者にて記載）には、所有者毎に調査を実施することを説明した協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること【協議簿、議事録等の提出】。
- (注4) 水力発電所建設予定地の周辺地域住民に対しては、調査を実施することの説明や調査を実施することを記載したチラシの配布を行っており、調査を実施することを説明した協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること【調査を実施することを説明した協議簿・議事録等の提出、調査を実施することおよびいずれ詳しい説明を行うことが記載した配布チラシの提出】。
- (注5) 系統連系については、連系先の系統の容量に空きがあることを確認すること【協議簿・議事録等、空き容量を確認した資料、事前相談申込書・事前相談に対する回答書の提出】。
なお、系統接続の費用が高額のため、直ちに採算が見込めないという事例が多々あることから、事前相談の回答の段階からできるだけ事前に費用を推計していくことが重要ですので、事業性評価のためには負担金がいくらとなるか確認することを推奨します。
- (注6) その他（農地転用、保安林解除、自然公園法、森林法、道路使用等）、水力発電所建設の際に、問題となる事項があればその内容および関係部署との協議状況等を具体的に記載すること【協議簿・議事録等の提出】。
- (注7) 協議等が不要な場合については、その理由がわかるような書類を提出すること。
- (注8) 添付資料については、枝番を付して紐づけができるようにすること。
- (注9) P18, P19 の提出図書一覧をご確認ください。

③その他特筆すべき事項

- (注) 次の場合にその内容を記載すること。
- ・計画されている水力発電所が、地元自治体の再生可能エネルギーの導入や地域活性化の計画にある場合
 - ・地域振興に寄与する場合（具体的に記載すること）
 - ・教育施設として利用する場合
 - ・新技術、コストダウン策等、特筆すべき事項がある場合

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<令和4年度>

項目	令和4年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
競争入札・契約			■		■							
流量調査 (補助対象外)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
地形測量					■	■	■	■	■			
地質調査							■	■	■			
基本設計									■	■	■	
事業性評価										■	■	
作業道整備			■	■								
検収・支払						■					■	
実績報告書提出											■	

(注1) 当該年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項目	令和 年度	令和 年度

(注1) 単年度事業の場合には、本表は枠ごと全て削除すること（上段の<全体>を含む）。

(別紙4)

事業経費の配分 (事業費)

※複数年度事業の場合は、全体事業分および各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の 交付申請額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
人件費	〇〇〇	人件費	□□□	人件費	水力発電事業性 評価に必要な調 査・設計等を行 う職員等の人件 費を記載のこ と。	1/2 以内	△△△	
(小計)	〇〇〇		□□□					
事業費	〇〇〇	外注費	□□□	外注費	設計内訳書① 参考見積書 A	1/2 以内		
	〇〇〇	リース料等	□□□	リース料等				
	〇〇〇	作業道整備費	□□□	作業道整備費	道路整備見積書			
(小計)	〇〇〇〇		□□□□				△△△	
合 計	〇〇〇〇		□□□□				△△△	
消費税	〇〇		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請額には消費税を入れることはできません。					
総 計	〇〇〇〇							

(注1) 金額の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料9)

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料10)

(注3) 人件費については、事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(注6) 金額が発生しない項目については、空白ではなく「0」を記載すること。

(注7) 補助対象外にて実施する調査(外注費)については、補助事業に要する経費に記載すること。

(注8) 人件費を計上する場合には、作業項目、作業時間、時間単価、スケジュールが判る資料を添付すること(添付資料9)。

(別紙5)

この書類は、地方公共団体の方のみ提出すること。

資金の調達予定<全体>又は<年度>

(単位：千円)

総事業費 (区分費別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
		県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
 2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
 3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

この書類は、地方公共団体以外の方が提出すること。

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

【年度別】

(単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			財団補助金	その他補助金	小計		(銀行名1)	(銀行名2)	小計			
令和 年度												
令和 年度												
合計												

国以外から補助金を受ける予定の場合は、補助金予定金額を記載すること。
その他補助金の詳細については、「実施計画書(7) ①他の補助金との関係」に記載すること。

銀行からの借入を予定している場合は、ここに金融機関名を記入し、借入予定金額を記載すること。

補助金により取得する予定の設備に担保権を設定する場合は、備考欄に必ずその旨記載すること。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業の名称

2. 事業実施社内体制

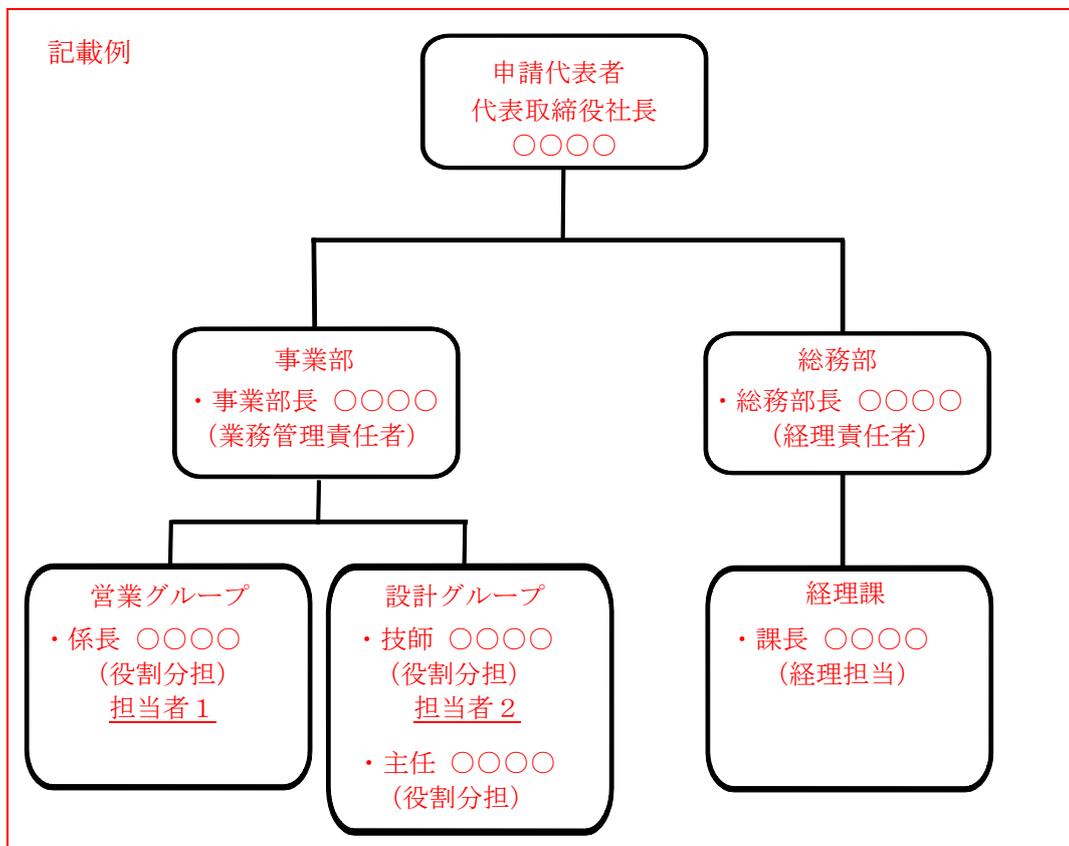
(1) 事業者（従事者名簿）

所属	役職	氏名	役割分担	水力経験者	備考

【水力発電の関係業務に携わった経験者がいない場合】

- ※人件費を補助対象経費として計上するかどうかにかかわらず、全ての従事者を記載すること。
- ※人件費を計上する場合は、事業従事者名を記載するか、別添として従事者の名簿を添付すること。
- ※業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。
- ※役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。
- ※水力発電の業務に携わった経験の有る従事者については、水力経験者の欄に○印を記載すること。
なお、経験者がいない場合には、今後、水力発電事業を進めるに当たり、助言等を求める予定があれば、申請者との関係を明記のうえ記載すること。そうでなければ、どのように実現していく計画であるかを記載すること。

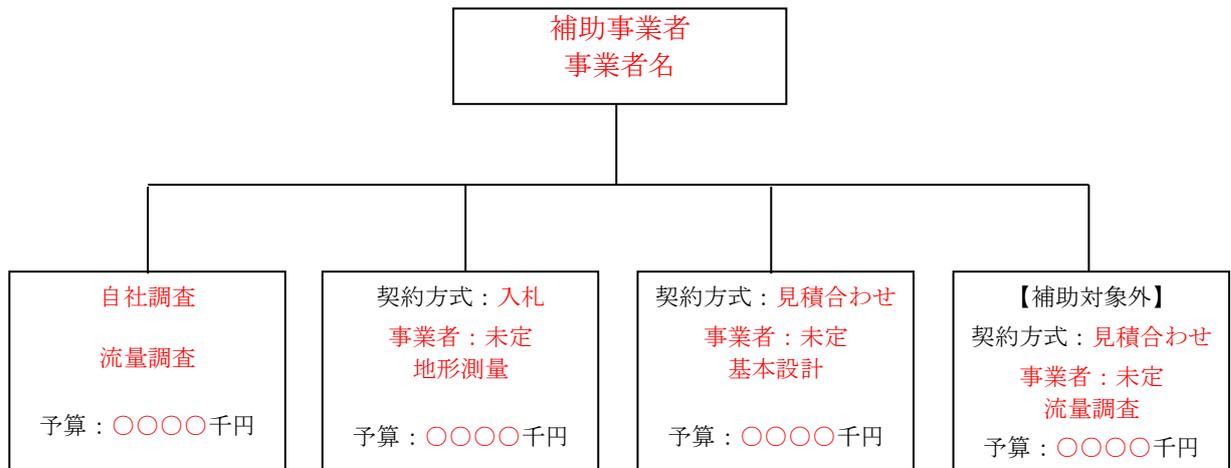
(2) 事業者内実施体制および役割分担



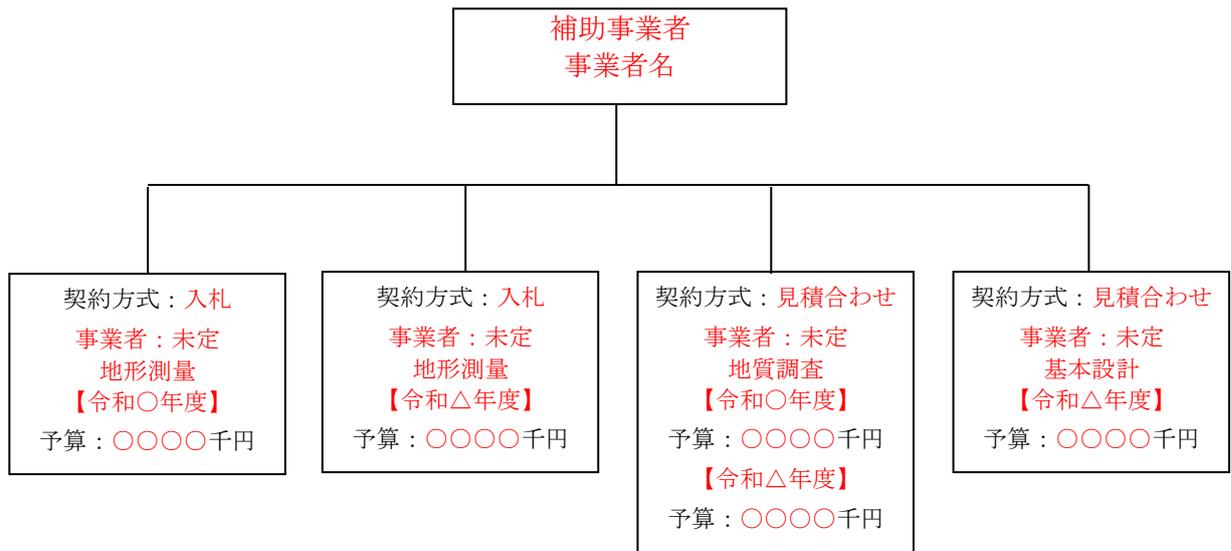
- ※申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署等事業の実施体制を記載すること。
- ※業務管理責任者と経理責任者について記載すること。
- ※実施計画書（別紙2）に記載している担当者1、担当者2については必ず記載すること。

3. 請負会社選定方法

【単年度事業の例】



【複数年度事業の例】



- (注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。
 なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。
 ※申請の段階で競争入札又は三者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。
 ※複数年度契約の場合には、同一枠内に年度ごとにわけて記載すること。
 ※年度ごとに契約する場合には、別枠として年度ごとにわけて記載すること。
- (注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。
- (注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。
- (注4) 補助対象外の調査費用（外注）についても記載すること。
- (注5) 自社調査における調査については、人件費の計上が無い場合には記載不要です。

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トホク 伊叻	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

添付資料 1 2

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

添付資料 1 2

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業 提出様式

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

NO.	提出書類名 (地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業)	チ ェ ッ ク
1	チェックリスト	
2	申請概要表	
3	補助金交付申請書	様式第 1
4	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	別紙 1
5	実施計画書	別紙 2
6	事業実施予定スケジュール	別紙 3
7	事業経費の配分	別紙 4
8	資金の調達予定 (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料)	別紙 5
9	事業実施体制	別紙 6
10	財務諸表(貸借対照表、収支計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 1
11	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料 2
12	地形図	添付資料 3
13	現地写真	添付資料 4
14	流況、使用水量、有効落差、総合効率、発電出力の算定についての根拠資料	添付資料 5
15	参考見積書(調査費等の算定の根拠)	添付資料 6
16	上記No. 15の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 7
17	その他	添付資料 8

令和4年度初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業

申請概要表

(地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業)

新規・継続の別	新規	継続の場合は前年度の 交付決定番号		
フリガナ	フリガナ			
申請者名	(登記簿名を記載) ※代表者名等ではありません			
事業性評価・公募内容	事業名	(申請者が計画する事業名を記載 例) ○○○水系事業性評価・事業者公募 等)		
	発電計画の規模等	(事業性評価を行う発電計画の出力規模等について記載)		
	事業実施場所	(全ての調査地点の場所を記載)		
	目的・調査・公募内容	(事業性評価で実施する業務の目的及び調査、公募内容について記載)		
当年度実施期間	交付決定日	～	令和5年2月28日	
全体の事業期間	交付決定日	～	令和○○年○○月○○日	
事業計画(実績)	事業性評価・公募 (単位:円)			
		補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費の額	補助金の交付申請額
	令和4年度	22,000,000	22,000,000	22,000,000
	令和5年度	33,000,000	33,000,000	33,000,000
	令和6年度	3,300,000	3,300,000	3,300,000
合計	58,300,000	58,300,000	58,300,000	
項目	※以下の項目については、実施計画書の内容を簡潔に記載して下さい。			
①事業性評価調査の必要性和効果	(事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。)			
②事業性評価調査の内容	(事業性評価調査で実施する調査項目、具体的調査内容について記載すること。また、事業性評価の具体的内容、手法等について記載すること。)			
③発電事業者の公募計画	(調査地点で発電事業者の公募の具体的内容、手法等について記載すること。)			

部分に記載をお願いいたします。

単年度事業の場合、全体の事業期間欄は「ー」～「ー」と記載してください(行を削除しない)。

事業計画(実績)の次年度以降の欄において、関係ない年度分は年度欄を含め全て「ー」と記載してください(行を削除しない)。

様式第1

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

申請者の住所は登記簿に登録されているとおりに記載して下さい。(郵便番号の記載は不要です)

記載のフォーマットは削除しないでください。

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付申請書

水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
○○○○○水系事業性評価調査・事業者公募
 2. 補助事業の目的及び内容 (注) 簡潔に記載すること。
 - (1) 事業目的
 - (2) 事業内容
 3. 補助事業の実施計画
実施計画書のとおり。
 4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 ○○,○○○,○○○円
 - (2) 補助対象経費 ○○,○○○,○○○円
 - (3) 補助金交付申請額 ○○,○○○,○○○円(注) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。
 5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙1)
 6. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日 交 付 決 定 日
 - (2) 完了予定年月日 令和○○年○○月○○日(注1) 事業開始日は、交付決定日とすること。
(注2) 事業完了日は、令和5年2月28日までとすること。
- (注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。
 - (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
 - (2) 実施計画書その他財団が要求する書面
2. 補助金に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額
 3. 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金(初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費の額	補助率	補助金の 交付申請額
事業費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	定額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5と同一であること。

(注4) 金額が発生しない項目については、空白ではなく「0」を記載すること。

各項目に記載している注記や記載例については削除してください。

別紙2（地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業）

実施計画書

1. 補助事業の名称 : ○○○○○水系事業性評価調査・事業者公募
(注) 申請概要表、様式第1、別紙6の補助事業の名称と同一表記としてください。
2. 事業実施者
申請者名称（フリガナ） : (注) 様式第1の申請者名称と同一表記としてください。
代表者の氏名（フリガナ） : (注) 役職名も記載してください。
住 所 : (注) 都道府県名から記載してください。

担当者1

(注) 財団からの通知等は「担当者1」宛に送付します
連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者1」宛のみに送付します。

- 郵便番号 : 〒□□□□-□□□□
住 所 : ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
氏 名(フリガナ) : ○○ ○○ (○○○○ ○○○)
所属部署名 : ○○部○○課
電子メールアドレス : ○○○○@○○.○○.○○
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
ファックス番号 : ○○-○○○○-○○○○

担当者2

- 郵便番号 : 〒□□□□-□□□□
住 所 : ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
氏 名(フリガナ) : ○○ ○○ (○○○○ ○○○)
所属部署名 : ○○部○○課
電子メールアドレス : ○○○○@○○.○○.○○
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
ファックス番号 : ○○-○○○○-○○○○

- (注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの連絡は「担当者1」に記載された連絡先に行います。
- (注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止します。
- (注3) 財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。また、担当者の住所は送付される書類が、お手元に届く記載としてください。
- (注4) 電話番号、ファックス番号は半角数字にて記載して下さい。

3. 水力発電事業性評価事業

(1) 補助事業の内容

a. 事業性評価調査の必要性と効果

調査項目	実施の有無	補助対象・補助対象外	外注・自社	必要性と効果 (調査を実施する場合：必要性、効果) (調査を実施しない場合：不必要な理由)
地質調査				
地形測量				
流量調査				
基本設計				
その他調査				
事業性評価				
作業道整備				

(注) 事業性評価調査で実施する調査の必要性、補助金を活用して調査を実施することによる効果を記載すること。

(注) 事業性評価調査で調査を実施しない場合には、事業性評価を判断するにあたり、不必要である理由を記載すること。

(注) 流量調査において、年間を通して実施されない場合には、年間を通して計測する必要がない理由と、どのようにして流量データを算出する計画なのかを記載してください。また、水利権の申請においては、年間を通しての流量データが必要でないこと確認していることがわかる書類を添付してください。【添付資料8-参照】

b. 事業性評価調査の内容

調査項目	調査の内容	
地質調査	地点	どのような設備の計画地点か記載すること。
	調査項目	地点ごとに調査項目が違う場合は地点ごとに記載すること。
	調査方法	
	調査期間	
	本数	地点ごとに記載すること。
	穴径	地点ごとに記載すること。
	掘削深度	地点ごとに記載すること。
	その他	
地形測量	地点	どのような設備の計画地点か記載すること。
	調査項目	地点ごとに調査項目が違う場合は地点ごとに記載すること。
	調査方法	
	調査期間	
	測量面積	地点ごとに記載すること。
	測量長	地点ごとに記載すること。
	測量数	地点ごとに記載すること。
	その他	
流量調査	調査項目	
	調査方法	
	地点	どのような設備からどのくらいの距離の地点か記載すること。
	調査期間	
	調査頻度	
	その他	
基本設計	実施項目	
	実施内容	各実施項目における具体的な実施内容を記載すること。
	実施期間	
	その他	
その他調査	調査項目	
	調査内容	各調査項目における具体的な調査内容を記載すること。
	調査期間	
	その他	
事業性評価	実施項目	
	実施内容	各実施項目における具体的な調査内容を記載すること。
	手法	
	その他	
作業道整備	実施場所	どの調査項目に対してどのような設備からどこまでの道路整備を実施するかを記載すること。
	実施項目	各実施項目ごとに数量も記載すること。
	実施内容	各実施項目における具体的な実施内容を記載すること。
	実施期間	
	その他	

(注) 事業性評価調査の内容を、記載項目全てに対して具体的に記載すること。

(注) 補助対象外で調査する(した)場合には、その期間についても記載すること。(補助対象外期間含む)

(注) 上記 a. 項における「実施の有無」にて、「無」の場合には、項目欄自体を削除したり、空白欄のままにするのではなく、斜線または「-」を記載してください。

(注) 各調査項目や調査内容については、添付資料6の参考見積書、添付資料7の見積仕様書と整合がとれるようにしてください。

(注) 複数年度にわたる調査の場合には、各年度ごとに記載して下さい。

c. 発電事業者の公募計画

(注) 公募時期、公募方法、告知手段、発電事業者の形態、公募条件等を具体的に記載すること。

(2) 事業の実施場所 【〇〇地点】 (注) 地点毎にページを分けて記載すること。

a. 事業性評価地点

- ・住所 (注1) 対象となる調査場所については全て記載すること。
(注2) 調査項目がない場合にも、行を削除せずに「-」を記載すること。

流量調査 : 〇〇市〇〇町〇〇番地 (流量調査場所の住所を全て記載すること)

地質調査 : 〇〇市〇〇町△△番地 (地質調査場所の住所を全て記載すること)

地形測量 : 〇〇市〇〇町□□番地

〇〇市●●町▼▼番地 (地形測量場所の住所を全て記載すること)

その他調査 : 〇〇市〇〇町〇〇番地 (その他調査場所の住所を全て記載すること)

作業道整備 : 〇〇市〇〇町××番地～〇〇番地

〇〇市〇〇町▲▲番地 (作業道整備場所の住所を全て記載すること)

- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと)

- ・地形図 : 添付資料3のとおり。

(注1) 1/25000の等高線入り地図で作成すること。

(注2) 取水位、放水位、標高が判るようにすること。

(注3) 発電所、取水地点及び放水地点の予定場所を記載するとともに導水路や水圧鉄管の予定ルート・長さが判るようにすること。

(注4) 流量調査場所、地質調査場所、地形測量場所、作業道整備場所等の事業の実施場所が判るようにするとともに、各場所ごとに実施項目および実施内容を記載すること(なお、複数年度にわたる場合には年度毎に記載すること)。

(注5) 1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。特に作業道整備においては、距離等がわかるように配慮すること。

- ・調査場所の所有者 (注) 所有者(管理者含む)の名称と所有者毎に調査許可の取得状況を記載するとともに、その協議状況がわかる書類を添付すること。

調査項目	所有者	調査許可の取得状況	協議資料
地形測量	個人A 〇〇市	許可取得済 許可取得済	添付資料 8- [*] 添付資料 8- [*]
地質調査	〇〇市	申請中 (*月頃承認予定)	添付資料 8- [*]
流量調査	□□県	相談済 (申請すれば2週間ほどで承認可能)	添付資料 8- [*]
その他調査	▼▼町	許可取得済	添付資料 8- [*]
作業道整備	個人B ▲▲町	許可取得済 許可取得済	添付資料 8- [*] 添付資料 8- [*]

(注1) 調査項目がない場合には、表自体を削除したり、空白欄のままにするのではなく、斜線または「-」を記載してください。

(注2) 河川区域内での調査の実施に伴い、調査を実施することに対して許可を得ていること。または、調査に対する河川法の許可申請を実施すれば、許可を得ることができていることを確認していること【河川敷等一時使用届・河川区域内土地使用許可等の河川法関連の届出書、協議簿や議事録等の提出】。

- (注3) 調査河川区域内に漁業協同組合等がある場合は、調査を実施することに対して了解を得ていること【協議簿、議事録等の提出】。
- (注4) 地権者の所有地内での調査の実施に伴い、調査を実施することに対して了解を得ていること【協議簿、議事録等の提出】。
- (注5) 農業用水路等既設設備内で調査を実施する場合には、調査を実施することに対して許可を得ていること【許可書、協議簿・議事録等の提出】。
- (注6) 調査により道路使用の許可が必要な場合には、許可を得ていること。または、調査に対する道路使用の許可申請を実施すれば、許可を得ることができることを確認していること【道路占有許可、道路上作業届出書等の許可書・届出書、協議簿・議事録等の提出】。
- (注7) 調査に対して、森林法関連の申請が必要な場合には、その許可を得ていること、もしくは申請すれば許可を得ることができることを確認していること【伐採および伐採後の造林届出等の許可申請書類、協議簿・議事録等の提出】。
- (注8) P18, P19 の提出図書一覧をご確認ください。

- ・地目と区画指定状況 (注) 地目は各調査場所ごとに、不動産登記規則の第九十九条で規定している区分を記載すること。

地形測量 : 田、畑、山林、原野等
 地質調査 : 雑種地
 流量調査 : 河川
 その他調査 : 山林
 作業道整備 : 雑種地

(注) なお、「田」「畑」「牧場」が含まれる場合には、水力発電所建設の際に、農地転用等で問題のないことを確認できる書類を添付すること【添付資料 8-*参照】

- ・現地写真：添付資料 4 のとおり。
 - (注1) 写真の撮影者（所属・氏名）と撮影日が判るようにすること。
ただし、撮影者は申請者の所属であること。
 - (注2) 調査場所及びその周辺写真を添付すること。
(各写真のキャプション（説明文）も記載すること。)
 - (注3) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。
 - (注4) 既設設備を使用、流用する場合には、その既設設備の写真を添付すること。

b. 流況：

- ・取水河川名等： ○級河川 ○○水系 △△川（普通河川）
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。
(管理者：□□市長)
- ・放水河川名等： ○級河川 ○○水系 □□川（●級河川）
(注) 農業用水路等の場合は水路名称等を記載すること。
(管理者：△△県知事)
- ・豊水量 : ○.○○m³/s
- ・平水量 : ○.○○m³/s
- ・低水量 : ○.○○m³/s
- ・濁水量 : ○.○○m³/s
- ・最小水量 : ○.○○m³/s
- ・その他 : ○○○○○○○○
- ・上記流況に記載の値の根拠は、添付資料 5 のとおり。
(注) 添付資料 5 の根拠データを示す計測地点と水力発電所設置予定場所の関係を明確にすること（地図で位置関係と距離を示すこと）。

(3) 発電計画の概要 【○○地点】 (注) 地点毎にページを分けて記載すること

- ・発電形式 : 水路式 or ダム式 or ダム水路式 (注) 揚水発電は補助対象外

- ・使用水量 : 〇.〇〇 m³/s
- ・有効落差 : 〇〇.〇〇 m
- ・総合効率 : 〇〇.〇%
- ・発電出力 : 〇〇〇 kW
- ・導水路長 : 〇〇〇 m
- ・水圧鉄管長 : 〇〇 m

- ・既設設備や既得水利の使用、又は流用の有無：有

(有の場合、下欄に流用設備や既得水利の概要、流用する設備の範囲、利用する水量、既設設備や既得水利の現在の状況(稼働中、廃止時期、使用水利の水量と期限等)をご記載下さい。また、既設設備の所有者(或いは管理者)から、該当する既設設備の使用や流用することについて、了承されている、或いは、了承される見込みであることを記載いただき、その内容を示す書面をご提出ください。)

例)

- ・流用設備の概要：既設の農業用水取水口、沈砂池、農業用水路の一部
- ・流用する設備の範囲：農業用水取水口を取水口、沈砂池をヘッドタンク、取水口～沈砂池間の農業用水路を導水路へそれぞれ流用する。
- ・設備の現在の状況：取水口、沈砂池、農業用水路はそれぞれ稼働中。
- ・既設設備や既得水利の使用については、管理者である***に了解済み【添付資料8-*参照(許可書、協議簿・議事録等の提出)】

(4) 実施計画

①事業実施内容

(注) 調査項目ごとに事業期間、実施内容を記載すること。

②事業実施予定スケジュール : 別紙3のとおり。

(5) 事業費

①事業経費の配分 : 別紙4のとおり。

②資金調達の予定 : 別紙5のとおり。

(注1) 事業全体に要する経費について記載すること。

(注2) 事業経費の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料6) また、積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料7)

(6) 事業の実施体制 : 別紙6のとおり。

(7) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該補助事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②実施上問題となる事項

項目	許可取得先	協議状況	協議日時	許可取得時期	添付書類
水利権					

漁協					
所有者					
地域住民					
系統連系					
その他					

- (注1) 水力発電所の建設に対する水利権の許可申請については、調査に直接関係しない、あるいは調査に対する河川法の届出が不必要である等により、調査同意を得ていない場合（調査同意を得ている場合は3.(2)の調査場所の所有者にて記載）には、建設時において、河川法に対する申請が不許可とならないことの事前確認が必要【協議簿、議事録等の提出】。
- (注2) 水力発電所建設予定地に該当する漁業協同組合等がある場合は、調査に直接関係しない等により、調査同意を得ていない場合（調査同意を得ている場合は3.(2)の調査場所の所有者にて記載）には、調査を実施することを説明した協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること【協議簿、議事録等の提出】。
- (注3) 水力発電所建設予定地の土地所有者（管理者含む）に対しては、調査に直接関係しない等により、調査同意を得ていない場合（調査同意を得ている場合は3.(2)の調査場所の所有者にて記載）には、所有者毎に調査を実施することを説明した協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること【協議簿、議事録等の提出】。
- (注4) 水力発電所建設予定地の周辺地域住民に対しては、調査を実施することの説明や調査を実施することを記載したチラシの配布を行っており、調査を実施することを説明した協議状況が判る資料等を添付し、具体的に記載すること【調査を実施することを説明した協議簿・議事録等の提出、調査を実施することおよびいずれ詳しい説明を行うことが記載した配布チラシの提出】。
- (注5) 系統連系については、連系先の系統の容量に空きがあることを確認すること【協議簿・議事録等、空き容量を確認した資料、事前相談申込書・事前相談に対する回答書の提出】。
なお、系統接続の費用が高額のため、直ちに採算が見込めないという事例が多々あることから、事前相談の回答の段階からできるだけ事前に費用を推計していくことが重要ですので、事業性評価のためには負担金がいくらとなるか確認することを推奨します。
- (注6) その他（農地転用、保安林解除、自然公園法、森林法、道路使用等）、水力発電所建設の際に、問題となる事項があればその内容および関係部署との協議状況等を具体的に記載すること【協議簿・議事録等の提出】。
- (注7) 協議等が不要な場合については、その理由がわかるような書類を提出すること。
- (注8) 添付資料については、枝番を付して紐づけができるようにすること。
- (注9) P18, P19の提出図書一覧をご確認ください。

③その他特筆すべき事項

- (注) 次の場合にその内容を記載すること。
- ・計画されている水力発電所が、申請者等の再生可能エネルギーの導入や地域活性化の計画にある場合
 - ・地域振興に寄与する場合（具体的に記載すること）
 - ・教育施設として利用する場合
 - ・新技術、コストダウン策等、特筆すべき事項がある場合

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<令和4年度>

項目	令和4年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
競争入札・契約			■		■							
流量調査 (補助対象外)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
地形測量					■	■	■	■				
地質調査						■	■	■	■			
基本設計							■	■	■	■		
事業性評価									■	■		
作業道整備			■	■								
検収・支払					■					■		
発電事業者の公募・決定										■	■	
実績報告書提出											■	

(注1) 当該年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する調査等がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項目	令和 年度	令和 年度	令和 年度

(注1) 事業計画にあったスケジュール表とすること (不要年度は枠ごと記載しない)。

(別紙4)

事業経費の配分 (事業費)

※複数年度にわたる事業の場合は、全体事業分および各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

補助対象 経費の区分	発電所名	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の 交付申請額	備考
		金額	説明	金額	説明	積算内訳			
事業費	①A 発電所	〇〇〇	外注費	□□□	外注費	設計内訳書① 参考見積書A	定額	△△△△	
		〇〇〇	リース料等	□□□	リース料等				
		〇〇〇	公募資料作成費	□□□	公募資料作成費	参考見積書B			
	(小計)	〇〇〇〇		□□□□					
	②B 発電所	〇〇〇	外注費	□□□	外注費	設計内訳書② 参考見積書C			
		〇〇〇	リース料等	□□□	リース料等				
		〇〇〇	公募資料作成費	□□□	公募資料作成費	参考見積書D			
〇〇〇		作業道整備費	□□□	作業道整備費	道路整備見積書				
(小計)	〇〇〇〇		□□□□						
合 計		〇〇〇〇		□□□□			△△△△		
消費税		〇〇		□□			△△		
総 計		〇〇〇〇		□□□□			△△△△		

(注1) 金額の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料6)

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料7)

(注3) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(注4) 調査する発電所別の内訳を記載すること。

(注5) 金額が発生しない項目については、空白ではなく「0」を記載すること。

(注6) 補助対象外にて実施する調査(外注費)については、補助事業に要する経費に記載すること。

(別紙5)

資金の調達予定<全体>又は<年度>

(単位：千円)

総事業費 (区分費別)	補助金交付 申請予定額	地方負担分内訳					
		県負担額		市町村負担額		その他 負担額	予算措置 の状況
			予算措置 の状況		予算措置 状況		
			(例) 昨年度の 3月における議 会において本年 度当初予算措置 済み				

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
 2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
 3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙6)

事業実施体制

1. 補助事業の名称

2. 事業実施社内体制

(1) 事業者（従事者名簿）

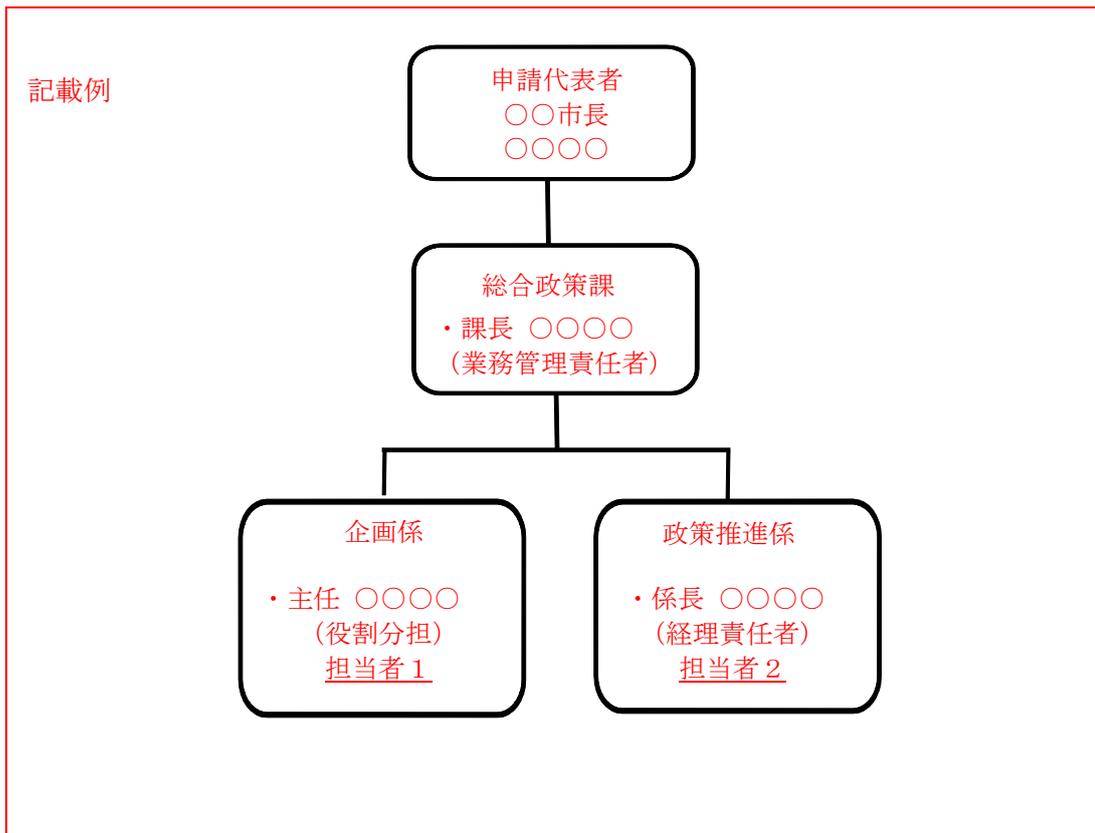
所 属	役職	氏 名	役割分担

※全ての従事者を記載すること。

※業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。

※役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。

(2) 事業者内実施体制および役割分担

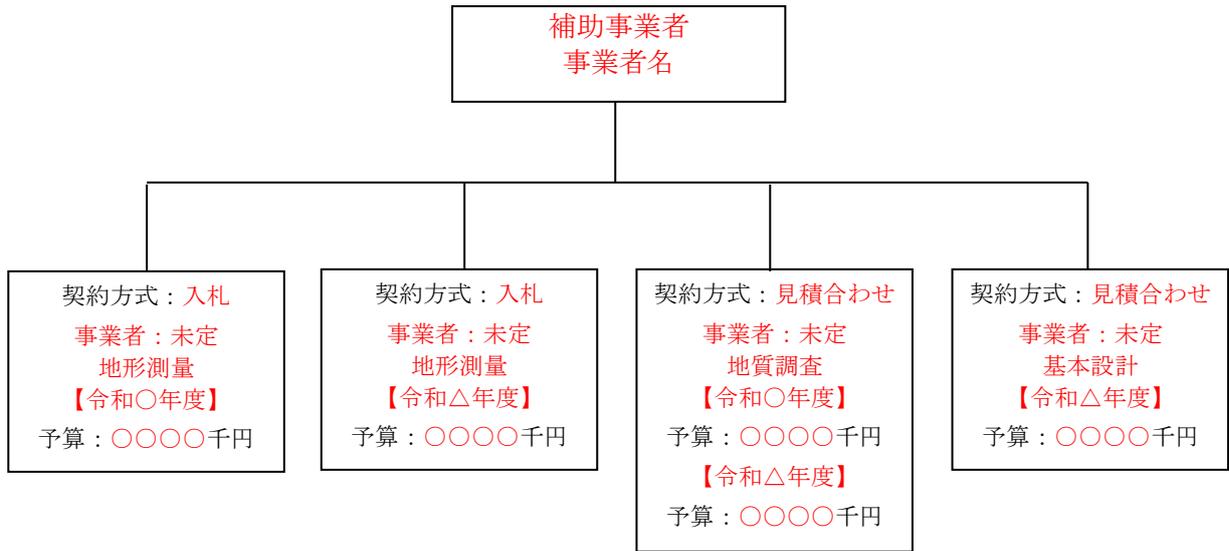


※申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者の所属部署等事業の実施体制を記載すること。

※業務管理責任者と経理責任者について記載すること。

※実施計画書（別紙2）に記載している担当者1、担当者2については必ず記載すること。

3. 請負会社選定方法



- (注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。
なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。
※申請の段階で競争入札又は三者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。
※複数年度契約の場合には、同一枠内に年度ごとにおいて記載すること。
※年度ごとに契約する場合には、別枠として年度ごとにおいて記載すること。
- (注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。
- (注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。
- (注4) 補助対象外の調査費用についても記載すること。

6. 関連資料

【関連資料 1】 補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

【関連資料 2】 等級単価一覧表 令和 4 年度適用

【関連資料 3】 実施体制資料

補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表 令和4年度適用

等級	健康保険適用表		労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額		
		以上 ～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	350	470	～ 83,790	470	
2	68,000	63,000 ～ 73,000	410	550	83,790 ～ 97,090	550	
3	78,000	73,000 ～ 83,000	480	630	97,090 ～ 110,390	630	
4	88,000	83,000 ～ 93,000	540	720	110,390 ～ 123,690	720	
5	98,000	93,000 ～ 101,000	600	800	123,690 ～ 134,330	800	
6	104,000	101,000 ～ 107,000	640	850	134,330 ～ 142,310	850	
7	110,000	107,000 ～ 114,000	670	900	142,310 ～ 151,620	900	
8	118,000	114,000 ～ 122,000	720	960	151,620 ～ 162,260	960	
9	126,000	122,000 ～ 130,000	770	1,030	162,260 ～ 172,900	1,030	
10	134,000	130,000 ～ 138,000	820	1,090	172,900 ～ 183,540	1,090	
11	142,000	138,000 ～ 146,000	870	1,160	183,540 ～ 194,180	1,160	
12	150,000	146,000 ～ 155,000	920	1,230	194,180 ～ 206,150	1,230	
13	160,000	155,000 ～ 165,000	980	1,310	206,150 ～ 219,450	1,310	
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,040	1,390	219,450 ～ 232,750	1,390	
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,110	1,470	232,750 ～ 246,050	1,470	
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,170	1,550	246,050 ～ 259,350	1,550	
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,230	1,640	259,350 ～ 279,300	1,640	
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,350	1,800	279,300 ～ 305,900	1,800	
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,480	1,960	305,900 ～ 332,500	1,960	
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,600	2,130	332,500 ～ 359,100	2,130	
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,720	2,290	359,100 ～ 385,700	2,290	
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,850	2,460	385,700 ～ 412,300	2,460	
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,970	2,620	412,300 ～ 438,900	2,620	
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,090	2,780	438,900 ～ 465,500	2,780	
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,220	2,950	465,500 ～ 492,100	2,950	
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,340	3,110	492,100 ～ 525,350	3,110	
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,520	3,360	525,350 ～ 565,250	3,360	
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,710	3,610	565,250 ～ 605,150	3,610	
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,890	3,850	605,150 ～ 645,050	3,850	
30	500,000	485,000 ～ 515,000	3,080	4,100	645,050 ～ 684,950	4,100	
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,260	4,340	684,950 ～ 724,850	4,340	
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,450	4,590	724,850 ～ 764,750	4,590	
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,630	4,840	764,750 ～ 804,650	4,840	
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,820	5,080	804,650 ～ 844,550	5,080	
35	650,000	635,000 ～ 665,000	4,000	5,330	844,550 ～ 884,450	5,330	
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,190	5,570	884,450 ～ 924,350	5,570	
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,380	5,820	924,350 ～ 970,900	5,820	
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,620	6,150	970,900 ～ 1,024,100	6,150	
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,870	6,480	1,024,100 ～ 1,077,300	6,480	
40	830,000	810,000 ～ 855,000	5,120	6,800	1,077,300 ～ 1,137,150	6,800	
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,420	7,220	1,137,150 ～ 1,203,650	7,220	
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,730	7,630	1,203,650 ～ 1,270,150	7,630	
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	6,040	8,040	1,270,150 ～ 1,336,650	8,040	
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,350	8,450	1,336,650 ～ 1,403,150	8,450	
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,720	8,940	1,403,150 ～ 1,482,950	8,940	
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	7,090	9,430	1,482,950 ～ 1,562,750	9,430	
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,460	9,920	1,562,750 ～ 1,642,550	9,920	
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,830	10,420	1,642,550 ～ 1,722,350	10,420	
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	8,200	10,910	1,722,350 ～ 1,802,150	10,910	
50	1,390,000	1,355,000 ～	8,570	11,400	1,802,150 ～	11,400	

実施体制資料

補助事業者	〇〇株式会社
交付決定番号	
補助事業の名称	

(1)実施体制表

No.	業務件名	委託者名/請負者名/取引先	当社との契約関係	住所	契約金額 (税込み) (単位:円)	契約内容 (工事・業務の範囲)
1	〇〇委託	取引先名 株式会社〇〇コンサルタント	〇〇委託の委託先 受注者について記載する	東京都〇〇区……	1,980,000	・〇〇〇〇〇〇〇〇 ・□□□□□□□□ ・△△△△△△△△ ・◇◇◇◇◇◇◇◇
2	〇〇請負工事	取引先名 株式会社〇〇建設	〇〇請負業務の元請負業者 受注者について記載する	東京都〇〇区……	***,***,***	・〇〇〇〇〇〇〇〇 ・□□□□□□□□ ・△△△△△△△△ ・◇◇◇◇◇◇◇◇
		▲業者名 株式会社〇〇工業	〇〇請負業務の一次下請負業者 (株式会社〇〇建設の下請業者)	東京都〇〇区……	---	・●●●●●●●●
		業者名 株式会社〇〇産業	〇〇請負業務の一次下請負業者 (株式会社〇〇建設の下請業者)	東京都〇〇区……	---	・■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
		業者名 株式会社〇〇土建	〇〇請負業務の二次下請負業者 (株式会社〇〇工業の下請業者)	東京都〇〇区……	---	・▲▲▲▲▲▲▲▲
		業者名 株式会社〇〇建築	〇〇請負業務の二次下請負業者 (株式会社〇〇産業の下請業者)	東京都〇〇区……	---	・××××××××
3	〇〇物品購入	取引先名 株式会社〇〇電気	〇〇物品購入者の受注者 受注者について記載する	神奈川県〇〇市……	***,***,***	・〇〇〇〇〇〇〇〇 ・□□□□□□□□ ・△△△△△△△△ ・◇◇◇◇◇◇◇◇
		業者名 株式会社〇〇電機	〇〇物品購入の一次下請負業者 (株式会社〇〇電気の請負業者)	東京都〇〇区……	---	・●●●●●●●●
		業者名 株式会社〇〇産業	〇〇物品購入の一次下請負業者 (株式会社〇〇電気の請負業者)	東京都〇〇区……	---	・■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
		業者名 株式会社〇〇電工	〇〇物品購入の二次下請負業者 (株式会社〇〇電機の下請業者)	東京都〇〇区……	---	・▲▲▲▲▲▲▲▲
		業者名 株式会社〇〇エンジニアリング	〇〇物品購入の二次下請負業者 (株式会社〇〇産業の下請業者)	東京都〇〇区……	---	・◆◆◆◆◆◆◆◆
4	〇〇業務委託	取引先名 株式会社〇〇センター	〇〇業務委託の委託先 受注者について記載する	埼玉県〇〇市……	***,***,***	・〇〇〇〇〇〇〇〇 ・□□□□□□□□ ・△△△△△△△△ ・◇◇◇◇◇◇◇◇
		業者名 株式会社〇〇総研	〇〇業務委託の再委託先 (株式会社〇〇センターの委託先)	東京都〇〇区……	---	・●●●●●●●●
		業者名 株式会社〇〇研究所	〇〇業務委託の再委託先 (株式会社〇〇センターの委託先)	東京都〇〇区……	---	・■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
		業者名 株式会社〇〇エンジ	〇〇業務委託の再委託先 (株式会社〇〇センターの委託先)	東京都〇〇区……	---	・▲▲▲▲▲▲▲▲
		業者名 株式会社〇〇工学研究所	〇〇業務委託の再々委託先 (株式会社〇〇総研の委託先)	東京都〇〇区……	---	・◆◆◆◆◆◆◆◆
業者名 株式会社〇〇商会	〇〇業務委託の再々委託先 (株式会社〇〇研究所の委託先)	東京都〇〇区……	---	・××××××××		
5	:	:	:	:	:	:
6	:	:	:	:	:	:

随意契約とした場合は、業者選定の理由書を添付する

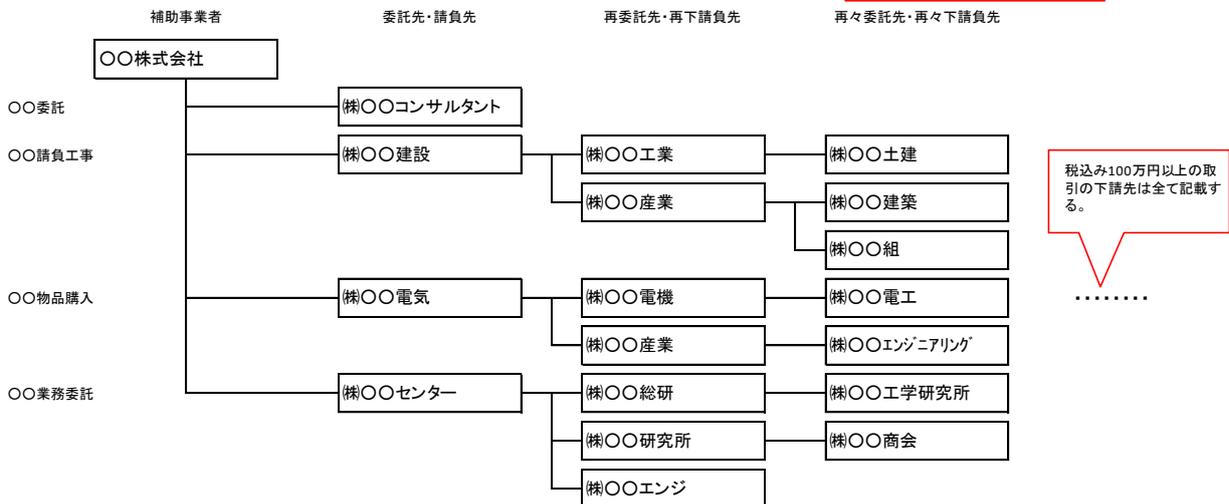
契約書記載の住所

契約金額が100万円未満(税込み)の場合は、実施体制の記載は不要

再々委託先・再々請負先以降の業者については契約金額の記入不要

税込み100万円以上の取引の下請先は全て記載する。

(2)実施体制図



税込み100万円以上の取引の下請先は全て記載する。

水力発電の導入加速化補助金

(水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち

水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業)

交付規程

水力発電の導入加速化補助金（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程

制定 令和3年4月14日 R3エネ財水第15号

改正 令和4年4月7日 R4エネ財水第17号

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱（20210308財資第37号。以下「要綱」という。）第3条に基づく水力発電の導入加速化補助金（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）（以下「初期調査等支援事業」という。）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）（以下「補助金」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 財団が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他関係法令、並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象）

第3条 財団は、次の各号に掲げる水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金交付の対象として財団が認める費用（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（1）水力発電事業性評価事業

水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業

（2）地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募を行う事業

（補助対象経費の区分及び補助率）

第4条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 財団は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書その他財団が指示する書類を添付して、財団が指示する期日までに提出させるものとする。

2 財団は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第25条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 財団は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第4項の規定に基づく納付命令（第20条第3項及び第21条第6項の規定において準用する場合を含む。）、第20条第2項の規定に基づく返還命令、第21条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令、第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（交付の決定）

第8条 財団は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 財団は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、第5条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 財団は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

5 財団は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

6 財団は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 財団は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかに財団に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
- (5) 補助事業者は、財団が第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、財団が第18条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (7) 補助事業者は、財団が第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、第21条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (10) 補助事業者は、第24条第4項及び第25条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、第10条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
- (13) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、財団の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 財団は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は財団から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 財団が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書を財団に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が財団の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第8による年度末実績報告書を財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出ができない場合は、財団は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助事業の承継）

第17条 財団は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第18条 財団は、第16条第1項の報告を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求する。

4 財団は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

（1）返還すべき補助金の額

（2）加算金及び延滞金に関する事項

（3）納期日

5 財団は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 財団は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

第19条 財団は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する。

3 第18条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

（交付決定の取消し等）

第21条 財団は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく財団の処分又は指示に違反した場合

（2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 前項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 財団は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 財団は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 財団は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第18条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第18条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第22条 財団は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第24条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第14による取得財産等管理台帳（取得財産等管理明細表）を添付しなければならない。

4 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を財団に納付させることがある。

(財産処分の制限等)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日 通商産業省告示第360号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第16条第6項の規定を準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち補助事業者その他第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(産業財産権の届出)

第28条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第16による産業財産権届出書を財団に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第29条 補助事業者は、補助事業終了後一定期間内に、補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたときは、様式第17による収益状況報告書を財団に提出しなければならない。

- 2 財団は、前項の報告書の提出に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全額又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 3 前項の規定により納付を命ずる事ができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(補助事業の経理等)

第30条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第31条 地方公共団体が補助事業者の場合は、当該地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第1

8による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月 日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）

1. 水力発電事業性評価事業

補助対象経費

区分	内容	補助率
人件費	水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を行う人件費	1 / 2 以内
事業費	水力発電の事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等のために直接要する経費（外注費、調査に必要な道路整備のための経費、リース料等）	

2. 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

補助対象経費

区分	内容	補助率
事業費	地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施のために直接要する経費（外注費、調査に必要な道路整備のための経費、リース料等）及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募用資料作成に要する経費	定額

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付申請書

水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
 - (1) 事業目的
 - (2) 事業内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙 1）
6. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日

(2) 完了予定年月日

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 実施計画書その他財団が要求する書面

2. 補助金に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

3. 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費の額	補助率	補助金の 交付申請額
合 計				

様式第2

番 号
年 月 日

申請者 名 称
代表者等名 あて

一般財団法人新エネルギー財団
会長

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号をもって申請があった令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、次のとおりとします。

(その区分)

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金の額
合 計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とします。
4. 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。
- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第14条の規定に基づき一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）に報告し、その指示を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業者は、交付規程第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団の指示に従うべきこと。
 - (5) 補助事業者は、財団が交付規程第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
 - (6) 補助事業者は、財団が交付規程第18条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (7) 補助事業者は、財団が交付規程第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第21条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第21条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (8) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (9) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、

その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。

- (10) 補助事業者は、交付規程第24条第4項及び第25条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第10条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告すべきこと。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
- (13) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、履行履行補助者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第33条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

6. 本交付決定は、複数年度事業として申請のあった案件について、次年度以降の事業における補助金の額及び採択が決定されるものではありません。

(注) 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

様式第 3

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、A4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

様式第 4

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響
5. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）（別紙）
6. 同上の算出基礎

（注） 1. 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

2. 用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象 経費の 区分	補助事業に 要する経費			補助対象 経費の額			補 助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の事故について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の実施状況について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（注）用紙の大きさは、A4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業が完了しましたので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 重点的に実施した事項
- (4) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表（別紙）

- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第24条第3項の規定に基づき、様式第15による取得財産等管理台帳(取得財産等管理明細表)を添付することとする。
2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
- 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額
3. 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金(初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業)は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費の額	補助金 の額	補助対象 経費の額	補助金 の額	補助対象 経費の額	補助金 の額
合 計						

(単位：円)

補助対象 経費の 区分	決算額						備考
	収入	支出				差引	
	補助金の 収入額	補助対象経費 の実績額	補助対象経費 の限度額	補助率	補助金 の額	補助金未収金 又は返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）年度末実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 16 条第 2 項の規定に基づき、令和 年度年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内 訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額

4. 補助事業の収支予算
別紙収支明細表のとおり

(注) 用紙の大きさは、A4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交付決定額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付 決定額			
	補助対象 経費の額	補助金 の額	補助対象 経費の額	補助金 の額	補助対象 経費	補助 金 の額	補助対象 経費の額	補助金 の額
合 計								

(単位：円)

補助対象 経費の 区分	繰越額差引後		決算額						備考
			収入	支出				差引	
	補助対象 経費の額	補助金 の額	補助金の 収入額	補助対象 経費の 実績額	補助対象 経費の 限度額	補助 率	補助金 の額	補助金 未収金 又は返納額	
合 計									

(注) 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

様式第9

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）承継承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第17条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 補助金交付決定通知の通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

（注）用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）返還報告書（確定に係るもの）

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第18条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、A4番サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

様式第 1 1

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）精算(概算)払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算（概算）払請求金額 金 円
3. 請求金額の算出内訳（別紙）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5. 振込先（金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。）

（注）用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

請求金額の算出内訳 (概算払)

(単位：円)

補助対象 経費の 区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分 済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分 済額	前回まで の受領額	今回 請求額
合計							

(注) 用紙の大きさは、A4サイズとすること。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 1 8 条第 1 項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

- （注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）返還報告書（取消しに係るもの）

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 2 1 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

様式第 1 4

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

[令和 年度]

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 5 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第 2 5 条第 2 項に定める期間を記載すること。
6. 用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 2 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。））

3. 処分理由

（注）用紙の大きさは、A 4 サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）産業財産権届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、下記のとおり産業財産権を取得（譲渡、実施権の設定）したので、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第28条の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 種類（番号及び特許権等の種類）
3. 内容
4. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（注）用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

令和 年度水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち
水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）交付規程第 29 条の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の確定額及びその通知の日 金 円
令和 年 月 日付け第 号
3. 報告期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
4. 収益状況（別紙）

（注）用紙の大きさは、A4サイズとすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。

様式第18

水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）調書

一般財団法人新エネルギー財団

地方公共団体名

（単位：円）

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越金	うち国庫補助金相当額		

（記載事項）

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定としている場合には、他に流用することについて承認を要するものとして配分された費用に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 地方公共団体の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1. ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する費用の配分が目の内訳に係るときは、当該費用の配分の目を内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入加速化補助金（初期調査等支援事業のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入加速化補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業をしようとする方に交付するものです。